

APRC-FY2022-PD-VNM01

海外の政策文書

原文： QUYẾT ĐỊNH ; Phê duyệt Chương trình mục tiêu phát triển ngành công nghiệp công nghệ thông tin đến năm 2020, tầm nhìn đến năm 2025 (ベトナム社会主義共和国 政府)

オリジナルリンク：<https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/2015/03/392.signed.pdf>

【ベトナム】

情報通信技術産業の発展に向けたプログラム
2020年までの開発目標と2025年までのビジョン

(Tentative translation)

【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構
アジア・太平洋総合研究センター

【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したこと起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: aprc@jst.go.jp

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

VGP

ベトナム政府

署名人：政府CIO ポータル

Email：thongtinchinphu@chinhphu.vn

機関：官庁

期間：2015年3月31日,16時56分10秒、+7時間

政府首相

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第392号/QD－TTg

ハノイ、2015年3月27日

決議

情報通信技術産業の発展に向けたプログラム2020年までの開発目標と2025年までのビジョンの承認

政府首相

2001年12月25日付政府組織法に基づく

2006年6月29日付情報通信技術法に基づく

2007年5月3日付情報技術産業について情報通信技術に関する法律の幾つかを実施する案内および詳細な規制をする政府の議定No：71／2007／ND－CPに基づく

2010年9月22日付情報通信技術およびメディアについて、速やかに強国となるベトナムをもたらすプロジェクトを承認する政府首相の議定第1755号/GD－TTgに基づく

情報通信省の大臣の提案により

決議

第1条 2025年を見捉えた、2020年までに情報通信技術（IT）産業を発展させるためのプログラム（以下「本プログラム」という）に関して、以下の主な内容を決議する。

1 ビジョン・目標

1.1 ビジョン

- 1) IT産業は、情報インフラを構築する上で重要な要素であり、2012年1月16日付の共産党中央執行委員会（コースXI）の決議第13号NQ/TWに基づき、2020年に我が国が近代産業国になることに同調した経済社会システムの完成に貢献している。
- 2) 本プログラムは、情報通信技術においてベトナムが速やかに強国となることに成功するためのプロジェクトの実施を保障するものの一つであり、持続可能な発展のためにITの開発と国際協調について、2014年7月1日における政治局の決議第36号NQ/TWを実現するためのものである。
- 3) IT産業分野の発展を促進し、ベトナムのソフトウェア産業、デジタルコンテンツ制作、設計、マイクロチップの製造、ITサービスに競争力および輸出の可能性を与えることを優先する。

1.2 目標

1) 2025年までの目標

IT産業は、高い輸出額や高収益性、持続可能な成長が期待される。ベトナムでは、国内外のニーズを十分に満たすITサービス・製品を開発・製造できる可能性が十分にある。また、ITサービスは、知識経済社会を発展させるための基盤となるとともに、情報システムの習得、ひいては情報セキュリティと国家のデジタル主権の確保に貢献する。

2) 2020年までの目標

- － デジタルコンテンツ、ソフトウェア、ITサービスにおいて年率15%以上を成長させる。主要分野で多くの外国直接投資（FDI）プロジェクトを誘致する。また、電子ハードウェア分野で2015年から2020年の間に50億米ドルのFDIを誘致する。
- － 競争力を高め、アウトソーシングサービスとデジタルコンテンツ提供の分野で世界のトップ10内の順位を維持する。ホーチミン市とハノイは、グローバルアウトソーシングにとって魅力的な10都市の地位を維持する。
- － ハードウェア、エレクトロニクス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、ITサービスなどの分野で多くのベトナムブランド製品を開発し、需要に応えるとともに、行政機関、企業、社会の年間投資調達予算全体に占めるベトナムブランド製品の調達比率を徐々に上昇させる取り組みを行う。
- － 行政機関のニーズに合わせて専門的なITサービスの種類を開発し、省庁および地方のIT調達コスト全体に占めるITサービスコストの比率を徐々に増加させる。
- － 少なくとも7つの集中型ITゾーンの構築を支援する。

2 義務

2.1 企業、各機関の競争力の高度化支援

- 1) ベトナムのIT産業エコシステムおよびサービスを構築・発展させるために、組織や企業の現状と役割を調査・評価し、解決策を提案する。

- 2) 産業エコシステム構築、製造プロセスへの国際標準適用を支援する。品質管理、通信安全保障、顧客管理に、CMNi、ISO等の国際標準を適合させる。教育コースの開催や補習を通じて、組織・企業・機関・個人のIT分野の国際標準についてのスキル・知識を向上させる。
- 3) 商品開発の研究、管理能力の向上、ブランド構築のために、インフラ・施設、相談サポートを通じて新しいIT企業を育成する。また、企業・組織向けの市場を開拓する。IT企業・各組織の競争力の高度化のための他の取組も支援する。

2.2 主要IT製品の発展

IT製品の選択、組織・企業の研究活動への投資、開発・製造・商業化および関連する重要事項

- 1) 社会・企業・行政機関で使用するソフトウェア製品、特に大規模システム用のソフトウェアやモバイルネットワーク、インターネット上の開発に投資する。オープンソフトウェア・テクノロジーを基盤とした製品・ソリューションを開発する。オープンソース・ソフトウェア（OSS）企業の能力の高度化を支援する。OSSについて技術専門のチームを教育し、OSS製品の開発を支援する。ベトナムのOSSコミュニティの能力向上を図り、OSSについてサポートセンターを設立する。OSSに関する教材、トレーニングカリキュラム、テストデータベースを構築し、広報する。
- 2) ベトナムブランドのデジタルコンテンツ製品開発、農業・教育・行政機関向けの製品開発、モバイルネットワーク向けの製品開発、オンライン検索ツール等のサービス開発を行う。
- 3) ベトナムに優位性がある製品、セキュリティ関連製品、マイクロチップ製品、電子・半導体などの研究・設計・製造へ投資する。電子ハードウェア分野で裾野産業を発展させる。
- 4) 重点的なIT製品、情報セキュリティ製品、国防・治安・国家に係る通信システム向けのIT製品への開発・投資を実施する。

2.3 ITサービスの開発

- 1) ITサービスを提供する組織・企業の競争力および能力向上のため、情報セキュリティおよび品質の確保・管理、プロセス標準化に係る検討・応用・評価を支援する。IT人材育成と関連して、国内外市場へのITサービスの提供、特に行政機関向けに提供する専門企業の発展を支援する。
- 2) ベトナムが競争優位にあり、質の高い人材が存在する、輸出可能または政府機関で多く利用されているITサービス、データセンターサービス、クラウドサービス、ソーシャルネットワーク、検索ツール、翻訳ツール、情報指向機能を持つオンライン娯楽製品などへの投資、研究支援、開発、製品テスト、技術移転を実施する。
- 3) 市場調査・評価、産業発展計画の策定、ベトナムにおけるITサービスエコシステムの構築、ITサービスに関する登録・情報システムの構築への投資、ベトナムにおけるITサービス提供組織・企業に対する調査・評価・格付けを実施する。

- 4) 政策による課題解決、税制優遇、貿易・投資促進、競争力向上、人材育成・開発などを通じて、高い優位性・知識・技術力を持つサービス産業の投資および発展を支援する。
- 5) ベトナムのデータサービスおよびデータ分析産業を発展させ、データサービス・データ分析を提供する多くの専門企業を形成し、まず国内市場を主導した上で、徐々に国際市場に参入する。政府は、ベトナム企業が提供するデータサービス・データ分析サービスを機関・組織・企業が利用することを支援する。

2.4 集中IT地区整備

- 1) 2014年12月31日付第2407号/QD-TTgで首相が承認した集中IT地区の整備に関するマスタープランに従って、ホーチミン市、ダナン、ハノイ、その他の地域における多数の重要な集中型ITパークの投資・建設・整備を行う。国家予算（中央・地方）は、集中IT地区に関する政令154/2013/ND-CPの規定に従って、計画の実施を支援する。
- 2) 成功モデルに基づいた集中IT地区のモデルを構築し、技術移転を行う。集中IT地区の運営能力向上を支援し、バリューチェーンを構築する。集中IT地区の運営に関する技能・専門性・能力開発・経験の交流を促進するための活動を支援する。
- 3) 集中IT地区向け投資促進プログラムを実施し、国内外展示会・会議・セミナーを開催する。
- 4) 集中IT地区の良好な環境を整備し、同期型インフラを構築する。
- 5) 2020年国家ハイテク開発計画におけるハイテク技術インフラの研究・訓練・建設に関するプログラムに基づき、集中IT地区の研究施設建設に投資する。

2.5 IT人材育成

- 1) IT研修機関の能力を強化し、IT研修の質を向上させるとともに、研修機関として、ベトナム国家大学ハノイ校、ベトナム国家大学ホーチミン校、ハノイ科学技術大学、郵便通信技術研究所、ダナン大学、フエ大学、ヴィン大学、カントー大学、タイグエン大学を優先する。講師資格の向上、研修プログラム・カリキュラム・教材・電子講義の標準化、海外の先進的なIT研修プログラム・教科書の導入に対する支援を行う。研究施設・設備の建設・改修への投資、IT教育・研究のサービス提供を支援する。
- 2) 研修機関と企業との密接な連携、IT・電子・通信を専攻する学生・新卒者のIT企業への実習派遣を支援する。
- 3) 実際の要件に応じたIT人材のマネジメントスキル・知識、プロフェッショナルスキル、ソフトスキルを向上させるための短期学習コースの開催を支援する。IT労働者のための外国語研修、外国語が得意でITに携わりたい人のためのITスキル学習を支援する。企業・コミュニティ・一般を対象に、IT・ネットワーク資源の活用、オンライン資源の活用スキルに関する学習コースの開催を支援する。

- 4) IT人材標準を定め、標準試験システムの構築・運営、試験センターの設置を行う。IT人材スキル証明書の発行プロジェクトを実施して、IT人材のスキル証明書を交付し、証明書取得試験への参加を支援する。証明書取得試験開催に向けて、教育機関の評価とランク付けを実施する。
- 5) 各レベルの職員・幹部・公務員のITを使用するスキルを育成する。オープンソース・ソフトウェアの内容を幹部・公務員・職員の育成プログラムおよび競争試験に追加する。

2.6 投資促進、貿易・市場開発促進

- 1) 国家貿易プログラムにおいてIT産業の貿易促進活動を展開・強化し、日本、ヨーロッパ、北米の市場を重視する。
- 2) ITに関する調査・研究、市場調査レポートおよび貿易・投資情報の作成、多言語でのリーフレット・出版物・白書の編集・印刷・配布、産業発展・サービス・IT人材に関する展示会・会議・セミナーの開催、ベトナムの代表的な製品・サービスおよびIT組織・企業に関する情報・データシステムを構築する。
- 3) 国家投資促進プログラムにおいてIT産業への投資促進活動を強化し、IT集中地区への投資誘致に重点を置く。

3 プログラムの実施解決策

3.1 政策

- 1) IT産業の研究・開発・生産活動に有利な条件を確保するために、IT産業活動に対する税制・信用・投資優遇措置を見直す。本プログラムの内容の管理・実施は、ITサービスの雇用メカニズム、国家資本を利用したITアプリケーションへの投資管理に関する現行の規定、またはソフトウェア産業発展管理規定、ベトナムデジタルコンテンツ産業発展プログラムに従って適用されるものとする。
- 2) IT分野の中小企業は、2013年4月17日付首相決定601/QD-TTgに基づく中小企業発展基金からの資金借入、2013年10月15日付首相決定58/2013/QD-TTgに基づく信用保証、2009年6月30日付政府令56/2009/ND-CPに中小企業発展支援に関する支援などの、政府プログラムによる支援活動に優先的に参加することができる。

3.2 一部主要地域でのIT開発支援

- 1) 発展が見込まれる主要都市、特にハノイ、ホーチミン、ダナンでのIT開発に注力する。
- 2) 北部中山間地域、中部沿岸地域、中部高原地域、南部経済地域のIT発展を支援し、地域経済の再編を支援し、生産能力を強化するとともに、これらの地域のIT製品・サービスが全国平均に達するようにし、政府機関・企業・一般のIT活用と使用のレベルを向上させる。中央予算により、企

業のIT人材育成、各レベルの国家公務員のITスキル研修、組織・企業の能力開発、地域におけるIT製品・サービスの開発、集中ITゾーンの開発、投資促進、貿易促進を支援する。

3.3 本プログラム展開の財源を保証

- 1) 公共投資法2014の規定に従って、IT産業の多くの開発目標のために国家予算による開発投資資金を配分し、本プログラム実施のための開発投資資本、非事業支出およびその他の合法的な資金源の配置を優先する。
- 2) 地方政府は、本プログラムで指定された内容を実施するために予算を配分し、情報通信省に送付するとともに、集計後、財務省および計画投資省に送付し、首相に報告するものとする。
- 3) 貿易促進および投資促進に関する国家プログラムにおいて、IT産業の貿易促進および投資促進活動を実施するための年間資金を割り当てる。
- 4) 本プログラムに関する製品開発プロジェクト、ITサービス、その他の内容を実現するため科学技術資金、国家ハイテク開発プログラムおよび国家製品開発プログラムに対する資金を、優先的に投入する。
- 5) IT産業育成基金設立のためのプロジェクトを展開する。
- 6) 本プログラム実現のため、中央・地方・企業予算、その他の合法的な資金から経費を動員する。
- 7) 現在の規制に従い、承認されたIT産業開発支出基準および支援基準に基づいて、本プログラムに関するプロジェクトおよび入札パッケージの価格を確認し、見積もりを行う。支援基準、支出基準について詳細がまだ規制されていない本プログラムに関する内容に対しては、情報通信省は財務省と協議して、実際の内容および市場における少なくとも3社の異なるサプライヤーあるいは直近の同程度の支援水準に基づき、国家予算ベースで詳細な支出規範と支援水準を承認する。

4 実施体制

4.1 情報通信省

- 1) 本プログラムの実施を主導する。
- 2) プログラム執行委員会を設置し、各機関が年次計画や予算概算を策定する際の調整・協議・点検・指導を行い、総括して首相に報告し、実情に応じたプログラム内容の調整を提案する。
- 3) 本プログラムの評価・計画、企業のIT開発プロジェクト、IT業界における投資・貿易促進、地方・産業・省庁の科学技術予算を使用するIT製品開発プロジェクトの設置を行う。

4.2 財務省

- 1) 本プログラムを実現するために国の予算法の規制に従って予算を措置する。
- 2) 情報通信省と協働して、当決定において規制する金融面での解決策および課題を推進する。

4.3 計画投資省

- 1) 2016年から2020年の5年間の国の中期公共投資計画へ本プログラムを追加することを検討するため、関係省庁と調整し、主務官庁に提出する。
- 2) 本プログラムの下でプロジェクトやスキームを実施するために、規則に従って予算を配置する。
- 3) 情報通信省と協働し、当決定で定められた投資促進に関する内容を実現する。

4.4 他の省庁・部門

- 1) 科学技術省はハイテクプログラムからの資金調達を優先させる役割を担い、投資・研究・開発・生産・IT製品の商業化などでプログラムの実現を支援する。
- 2) 商工省は、情報通信省と協働し、当決定において規制する貿易促進に関連するコンテンツを推進する。
- 3) 別表に記載されているタスクやプロジェクトについては、主体として割り当てられた省庁や支部が、スケジュール通りに実施し、高い品質を確保する責任を負う。
- 4) 各省庁・政府機関、中央国家機関、政治・社会組織、県人民委員会、中央直轄市は、法律で規制された義務および機能に基づいて本プログラムを実現する責任を負う。

4.5 地方

- 1) 省・中央管理都市は、プログラムの目的・内容・解決策および地域の社会経済発展状況に基づき、精緻化、承認、優先順位付け、開発資金の確保を行う。本決定書の第II条第1項に記す本プログラムの6大課題において、地域の実情に適した内容を中心に、省内のIT産業発展のための計画・方策・プロジェクトを推進する。本決定書第III条第1項第2号に規定する重点経済地域は、設定した目標を達成するために、IT発展課題を展開するための資源を優先的に配分する。
- 2) ハノイ、ダナン、ホーチミンの人民委員会は、プログラムを実現・推進するための3つの主力な地方政府であり、開発・承認・資源配分の優先順位付け、複数の資金源を動員した地域のIT産業の発展に関する計画策定、プログラム・スキーム・プロジェクトの実施・管理に関する任務を負う。
 - － ソフトウェア技術、デジタルコンテンツ、ITサービス業界に関する政府収入の中で、最低限の割合は、ホーチミン市は35%、ハノイは30%、ダナンは15%。
 - － ハノイ、ホーチミン市は、グローバルアウトソーシングにとって魅力的なトップ10都市のグループ内の地位を維持する。
 - － ホーチミン市は、電子回路、チップの製造研究のプロジェクトへの投資・展開を促進する。
 - － 各地方におけるITの集積地域に対して投資する。

4.6 協会、企業の義務

- 1) ベトナムソフトウェア・ITサービス協会（VINASA）、ベトナム情報処理協会（VANP）、ベトナム電子企業協会(EVIA)および企業メンバーは、ITサービス製品開発に関するプロジェクトを積極的に提案し、情報通信省での検討を経て必要性・重要性が高い提案について、所管当局が資金配分を行う。
- 2) ベトナム郵便通信グループ（VNPT）、ベトナム軍隊通信グループ（Viettel）、ベトナム・マルチメディア・コーポレーション（VTC）、モバイル情報会社（VMS）、サイゴン工業コーポレーションおよび国の大企業グループは、毎年、情報通信省およびエージェントとのプログラムを実現する計画を登録・構築する責任を負う。人材・資金の投入、研究プロジェクトの提案・推進、IT製品の製造、本プログラムに関するその他の内容を実施する。
- 3) ベトナム国家資本投資会社（SCIC）は、現在の規制の下で本プログラムを推進するため、IT企業に優先的に資本を投入する。

第2条 この決定は、公布署名日以降の期間が有効となる。

第3条 大臣、政府機関の官長、政府付属機関の官長、中央付属都市・県の人民委員会会長および関連する組織の官長は、当決議を施行する責任を負う。

受理場所

- 党中央事務局
- 首相、副首相
- 省庁・大臣、政府付属機関
- 人民会議・中央付属都市・県の人民委員会
- 中央事務所および党の委員会
- 事務総長室
- 国家主席の事務所
- 民族会議および国会の委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国の会計監査事務所
- ITのアプリケーションについての国家委員会
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 団体中央機関

- 官公庁：政府官房長官、各副議長、首相補佐電子情報部門の事務局長、所管：経済統括部、産業経済部、地方部、編集秘書部、統括部
- 保管：文書、文化教育部（3b）.M240

首相
グエン タン ユン

付録

2015年から2020年までの間に中央予算が保証されているプロジェクトの例
（政府首相の2015年3月27日付決定第392号/QD- TTgに従って公布）

TT	プロジェクト名	主催機関	協調機関	期間	備考
1	工業のIT競争力および活動能力向上	情報通信省		2015 - 2020	当決議第2節第1条1項における規制
2	IT重点製品群への開発投資	情報通信省	科学技術省	2015 - 2020	当決議第2節第1条2項における規制および情報通信法第50条
3	ベトナムのITサービスの開発・投資	情報通信省		2016 - 2020	当決議第2節第1条3項における規制
4	IT集積地域への開発支援	情報通信省	地方	2015 - 2020	当決議第2節第1条4項における規制
5	重点教育拠点におけるIT教育能力の向上	教育・訓練省;8つの重点的な教育拠点	情報通信省	2015 - 2020	当決議第2節第1条5項aにおける規制
6	評価システム構築、標準審査・専門的スキル	情報通信省		2015 - 2020	当決議第2節第1条5項における規制；ASEAN統一要件に対応す

	向上、IT人材に対する就業支援				るため
7	タイグエン（西原）地域、中部・ミッスランズ地域、北部山岳地域、その他の貧困省に対するIT 開発支援	情報通信省	地方	2015－ 2020	当決議第3節第1条2項における規制；政治局の決定に伴うプログラムに準拠